第十一号の三様式（第七条の二関係）

変更確認申請書

（新築／増築・改築／既存）

（第一面）

年　　月　　日

株式会社名古屋建築確認・検査システム　代表取締役　佐藤敏雄　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の住所又は主たる事務所の所在地 |  |
| 申請者の氏名又は名称 |  |
| 代表者の氏名 |  |

　下記の住宅について、住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第１項の規定に基づき、変更確認を行うことを求めます。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

【計画を変更する住宅の直前の（確認書・住宅性能評価書）】

１. 確認書又は住宅性能評価書交付番号　　第　169－00－2022－1－1－00001号

２. 確認書又は住宅性能評価書交付年月日　　　　　年　　月　　日

３. 確認書又は住宅性能評価書交付者 株式会社名古屋建築確認・検査システム

 代表取締役　佐藤敏雄

４. 確認又は住宅性能評価に係る住宅の位置

愛知県

５. 当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別

６. 変更の概要

|  |  |
| --- | --- |
| ※受付欄 | ※料金欄 |
| 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 第　　　　　　　　　　　　　　　　　　　号 |
| 申請受理者氏名 |

（注意）

①　この様式において、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。

②　【計画を変更する住宅の直前の（確認書・住宅性能評価書）】については、「確認書」又は「住宅性能評価書」の該当するいずれかを〇で囲んでください。

③　数字は算用数字を用いてください。

④　※印のある欄は記入しないでください。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

＜注意事項＞

①　1．確認書又は住宅性能評価書交付番号は、弊機関のダミー番号が入力済みです。

　　第　169－00－2022－1－1－00001号

　　上記のうち、「 2022－1－1－00001 」の部分を正しい番号に置き換えてください。

※確認書及び長期使用構造と合わせて評価した住宅性能評価書は、通常の住宅性能評価書の番号と異なりますのでご注意ください。

②　他の登録住宅性能評価機関で確認を受けたものの変更は原則として受諾できませんので、確認を受けた登録住宅性能評価機関へ変更の申請をしてください。

（参考様式）

軽微変更該当証明申請書

（新築／増築・改築／既存）

（第一面）

年　　月　　日

株式会社名古屋建築確認・検査システム　代表取締役　佐藤敏雄　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の住所又は主たる事務所の所在地 |  |
| 申請者の氏名又は名称 |  |
| 代表者の氏名 |  |

　下記の住宅について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第１項及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第７条第４号に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

【計画を変更する住宅の直前の（確認書・住宅性能評価書）】

１. 確認書又は住宅性能評価書交付番号　　第　169－00－2022－1－1－00001号

２. 確認書又は住宅性能評価書交付年月日　　　　　年　　月　　日

３. 確認書又は住宅性能評価書交付者 株式会社名古屋建築確認・検査システム

 代表取締役　佐藤敏雄

４. 確認又は住宅性能評価に係る住宅の位置

愛知県

５. 当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別

６. 変更の概要

|  |  |
| --- | --- |
| ※受付欄 | ※料金欄 |
| 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 第　　　　　　　　　　　　　　　　　　　号 |
| 申請受理者氏名 |

（注意）

1. 数字は算用数字を用いてください。

②　【計画を変更する住宅の直前の（確認書・住宅性能評価書）】については、「確認書」又は「住宅性能評価書」の該当するいずれかを〇で囲んでください。

1. ※印のある欄は記入しないでください。
2. 当機関の交付した確認書又は住宅性能評価書を用いずに認定申請を行った住宅の場合は当機関へ予めご相談ください。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

＜注意事項＞

①　1．確認書又は住宅性能評価書交付番号は、弊機関のダミー番号が入力済みです。

　　第　169－00－2022－1－1－00001号

　　上記のうち、「 2022－1－1－00001 」の部分を正しい番号に置き換えてください。

※確認書及び長期使用構造と合わせて評価した住宅性能評価書は、通常の住宅性能評価書の番号と異なりますのでご注意ください。

②　他の登録住宅性能評価機関で確認を受けたものの軽微変更は原則として受諾できませんので、確認を受けた登録住宅性能評価機関へ軽微変更の申請をしてください。